

Title	茂山久蔵英政の周辺 : 近世狂言への視座 (二)
Author(s)	川上, 孝也
Citation	演劇学論叢. 2004, 7, p. 151-178
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/97514
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

茂山久蔵英政の周辺

——近世狂言への視座（二）——

川上孝也

はじめに——再び近世の狂言について——

筆者は先に、近世中後期の京の狂言師で、現在の茂山千五郎家にとっては第八世とされる、茂山久蔵英政が書き残した伝書——『花咲傳』について、その内容の一端を紹介する小稿を明らかにしたが、今回は、その際に余り詳しく触れるには至らなかった、茂山久蔵英政という人物の周辺の事蹟について少し詳しく述べてみたい。また、『花咲傳』の記事に関連しても多少補っておきたいと思う。ただし本稿でも本論にたち入る前に、近世の狂言に関する基本的視角を些か明らかにしておきたい。前稿では現代のわれわれの眼から見、近世の狂言をどう評価すべきかということを申し述べたが、本稿では同時代的な視点から、視野に入るものに注目しておきたいと思う。

雀の子そこのけく御馬が通る

言うまでも無く、小林一茶のよく知られた句である。「八番日記」の文政二年（一八一九）に詠まれ、後に『おらが春』に収められたものであるが、一茶の研究者の見解によれば、この句は狂言『対馬祭』の中の「馬場退け〜、お馬が参る」という科白を踏まえるものであるとされている。²『対馬祭』は現行曲『千鳥』にあたるものであり、「馬場退け〜、お馬が参る」とは、代金無しに酒を無心して来ることを主人から言いつけられた太郎冠者が、対馬祭を見物した時の様子を酒屋の主人に再現して見せる場面での科白である。もう少し詳しく言えば、「馬場退け〜」は太郎冠者から求められて、酒屋の主人が露払い役を模する際の言葉であり、「お馬が参る」とは、その露払いの後を、太郎冠者が擬する馬がまかり通る様子を表したものである。

何故ここで一茶なのかということになる。年齢的に多少のずれはあるが、久蔵英政が活躍した近世中後期の様子を語ってもらう役割を、筆者としては期待していることに他ならない。一茶を代表する句の内にも当然含まれるであろうこの著名な一句が、狂言『対馬祭』の一節を踏まえて詠まれたという見解を裏付ける手立ては筆者にはないが、仮にその通りであるとすれば、一茶は『対馬祭』にどのような形で接したものであろうか。「八番日記」自体も句帖の形態であり、詠まれた句が連続と書き連ねてあるばかりで、作句の背景を窺わせる記述は何も記されていない。³諸研究にある一茶の年譜類を見ても、一茶が特に狂言を愛好していた、あるいはそれこそ『狂言記』⁴を読んでいたというような節もまず窺えない。『八番日記』でも、もっと仔細に点検すればその答えが見つかるのかも知れぬが、それは現在の筆者の手に余ることであり、ここでは一茶の作句と狂言との関わりの可能性を垣間見るにより、その時代の狂言が如何に支配階級以外の庶民の生活の中に受け入れられていたかを知るよすがとしたいのである。先の小論において筆者は、近世の狂言が決して武家をはじめとする一部の限られた人々の占有物ではなく、広く社会に受け入れられていたことを申し述べたが、その具体的な一例を久蔵英政

と同時代の文芸の中に見出したかったのである。「おらが春」と『八番日記』には、

太郎冠者まがひに通る扇かな

という句も目にするができる。扇をかざし日光を避けながら歩く姿を描写しているのであれば、『呼声』あたりの、扇を開いて顔の横にかざし居留守を使う太郎冠者や、その太郎冠者を呼び出す次郎冠者の仕草が、一茶の視線の中にはあつたものであろうか。また、

山の月花盗人をてらし給ふ

という句にも狂言の曲名が潜んでいると、言えるかも知れない。狂言『花盗人』には漢詩や古歌が用いられており、曲題としては俳人の好みに相応しいとも言えよう。畢竟、雀の句にせよ、あるいは太郎冠者の句にせよ、また、ひよつとすれば花盗人の句にせよ、そこに狂言との関わりが考えられるとすれば、一茶としてもやはりつぶさに狂言を眼前にしなければ、句作の契機とはなり得ないのではないかという気がしてならないが、これ以上の推論は慎まねばなるまい。ただそこに、この時代の狂言愛好の相の一端を見て取ることは、決して無理なことでは無いと言っておこう。

処で、別の観点からも申し述べておきたい。『能之訓蒙図彙』は改めて言うまでもなく、近世の能楽の様子を伝える基礎資料であり、それぞれの役者名に住所が付記してあるのは、能狂言を習おうとする素人へのガイドブックの役割を果たしていたとの見解があるが、今日、住所付きで能狂言関係の役者を網羅した類書を目にするこ

とは無い。名前の拳がった狂言役者は京都で二〇名、大坂で一一名を数える。表面的人数で見ると狂言ブームと称される今日の状況に匹敵する、あるいはそれ以上の盛況と言うこともできるのである。あるいは今日のわれわれの想像を超えたものがあつたかも知れぬという、何がしかの可能性をそこに見ておきたいと思うのである。

一 『禁裏仙洞御能之記』等出演記録から

前稿でも『禁裏仙洞御能之記』、あるいは『南都両神事能資料集』といった、既に先行して明らかにされている史料から援用して、茂山久蔵英政に関連する出演記録の一端を紹介したが、本稿では改めて、これ以外の分も含めて関連記録と思しきものを、目に止まる限りで総て書き出してみた。なお、理解を助けるために西暦年と、久蔵英政の動向を理解するため必要であるので、『花咲傳』に本人が記した年齢から逆算した、久蔵英政出生の年と稽古始めの年の二項目を補記挿入してある。⁷⁾ また、典拠の関係で、正徳五年と三年に記載順の逆転した部分があることを、予めお断りしておきたい。

正徳二年（一七二二）二月九日「あさふ」大蔵八右衛門 烏帽子屋茂山源右衛門

一三日「三番三」茂山源右衛門

「いくゐ」奥田源四郎 亭主茂山源右衛門

正徳五年（一七二五）二月九日「かくれ笠」増田仁兵衛 しょう方茂山源右衛門

一三日「くりやき」茂山源右衛門

〔以上、「薪能番組」から⁸⁾〕

正徳三年（一七一三）一月二日「狂言舞」オモ茂山源右衛門

元文二年（一七三七）三月二七日「花折」オモ茂山久蔵

〈延享三年（一七四六）久蔵英政出生の可能性①〉

延享四年（一七四七）十月二六日「千切木」オモ茂山久蔵他ニ遠藤金蔵等

十月二七日「鍋八鉢」オモ久蔵

二月二七日「棒縛」オモ茂山久蔵

「河原太郎」オモ久蔵

宝暦二年（一七五二）五月一八日「磁石」オモ茂山久蔵

〈同三年（一七五三）久蔵英政出生の可能性②〉

〈同四年（一七五四）久蔵英政稽古始めの可能性①〉

宝暦八年（一七五八）一〇月一五日「今参」茂山久蔵

「鏡」久蔵

宝暦九年（一七五九）五月二八日「花盗人」茂山久蔵他ニ遠藤金蔵

「饅頭」久蔵

宝暦一〇年（一七六〇）三月一三日「抜殻」茂山久蔵 金蔵

「長光」茂山久蔵

宝暦一一年（一七六一）三月二七日「酢薑」茂山久蔵

〈久蔵英政稽古始めの可能性②〉

明和四年（一七六七）五月一六日「花折」立衆遠藤金蔵

〔以上、「禁裏仙洞御能之記」から〕

明和七年（一七七〇）三月一〇日「今參」茂山源右衛門 直次郎

「名取川」貞次郎 源右衛門

「いろは」茂山清次郎 源右衛門

〔以上、〔近世京都等能番組集〕から〕^⑤

安永元年（一七七二）五月九日 「靱猿」猿引茂山久藏

「狐塚」オモ久藏

九月二五日 「車僧間」茂山久藏オモ門治

安永二年（一七七三）三月七日 「棚宜山伏」茂山久藏

「車僧間」茂山久藏オモ綱治

安永三年（一七七四）五月二七日 「千歳」茂山久藏

「花子」太郎冠者久藏

「花折」立衆久藏

天明三年（一七八三）三月六日 「随方角」祖父茂山久藏

五月三日 「財宝」茂山久藏

〔以上、〔禁裏仙洞御能之記〕から〕

文化八年（一八一二）二月九日 「粟田口」茂山久藏

文化一四年（一八一七）二月七日 「萩大名」茂山久藏

二月一〇日 「竹生嶋參」茂山久藏

〔以上、〔南都両神事能資料集〕から〕

ここで、へ久蔵英政出生の可能性①とへ稽古始めの可能性①としたのは、『花咲傳』末尾に「文化三年春、六十一歳」と英政本人が記していることと、九歳のときに遠藤金蔵について狂言の稽古を始めたとしていることを根拠にしたものであり、同じく②の方は跋文の中で、一五歳の時に師である遠藤金蔵が亡くなったという旨を書き記していることを根拠にしたものである。①の方は本人の弁からそのまま逆算したものであるから、分かり易いと言えようが、②の方は少々の説明が必要であると思われる。遠藤金蔵の死亡年が不明であるため、仮に最後の出演記録が残された明和四年（一七六七）に亡くなったと仮定し、しかもそれが英政の師である遠藤金蔵であるという前提のもとに想定されるものであるからである。言うまでもないがこれらの仮定が覆されれば、たちまち②の方の付記は不確かなものとならざるを得ないということにはなる。

以上が、英政の師であった遠藤金蔵を含め、『禁裏仙洞御能之記』その他に見える茂山久蔵英政周辺の茂山姓の役者に関わる出演記録ということになるが、先ず、取り敢えず気が付くこととしては、前稿でも申し述べた通り、「久蔵」を名乗った役者は英政だけではなかったということである。現在の茂山千五郎家が受け継ぐ「千五郎」に先立つもう一つの名跡があった可能性が高いということになる。この点は後に改めて触れたいと思うが、それに先立って、一つだけ蛇足になるが、些か気になるところを別に紹介しておこう。それは、

宝暦五年（一七五五）三月一日「蟬」権四郎代り千五郎オモモ三宅三平

宝暦六年（一七五六）一〇月五日「麻生」孫三郎千五郎オモ惣三郎

二六日「博奕鬼」鬼千五郎オモ藤九郎

という『禁裏仙洞御能之記』に見える宝暦五・六年の「千五郎」という役者の事跡である。千五郎の名前に惹か

れば、現千五郎家との繋がりをも想定してみたい思いにもかられるからであるが、これらの事蹟の直前の宝暦二年にも、あるいは直後の同八年にも茂山家七世と考えられる茂山久蔵の名前が記録されている限り、この「千五郎」に今日の茂山家に連なり、かつ同家を代表するような役者を想定することは出来ない。演目の「蟬」、あるいは「博奕鬼」といった演目はこの時期、基本的に和泉流の演目と考えるのが自然であり、共演者の三宅三平や惣三郎・藤九郎といった面々は、その名前からして和泉流三宅派の役者であると考えられる。「花咲傳」でも説かれた、流派の別を厳しく峻別する建前とは別に、楽屋裏での他流との協力をも旨とする京の土地柄をも念頭に浮かべれば、あるいは異流共演という可能性も考えられるかも知れない。しかし、この時期の京における状況を直接説明するものではないが、異流共演それ自体は寛永初頭頃を境に自流意識が明確化する中で、絶無ではないにもせよ、著しく減少するとの研究もある^①。ここでは自然に、和泉流三宅派に属する、中堅役者の存在を考へる外は無いであろう。加えてこの記録の二年後になるが、宝暦八年（一七五八）一〇月一日久蔵が「今参」と「鏡」を勤めている禁裏能の初番の能に「嵐山」が演じられている。その際「猿聲」が間として和泉流の役者によつて演じられており、その中に、「仙五郎代安之助」という演者名を見出すことが出来る。勿論、「千五郎」と「仙五郎」とは、基本的には同一人物とは考えにくい^②が、もし誤記とすることがあるとすれば、当然、久蔵と「千五郎」とは同一の日に出勤しており、同一人物に異名を用いることはあり得ないであろうから、明らかに別人であるということになる。

なおついでに、茂山家八世となる次代の久蔵英政との関係についても検討しておけば、この時期の茂山久蔵は右記の通り、英政にとつては先代の七世ということになるであろうから、あるいはこの千五郎が英政の若い時代の名乗りではないかとの考え方も、あり得るかも知れない。英政が延享三年（一七四六）の生まれとすれば、宝暦五年（一七五五）には数え年の年齢計算で考えれば一〇歳ということになり、狂言の稽古を始めたばかりの頃

である。普通に考えて異流共演はおろか、禁裏への出勤自体も難しいと言わなければならないであろう。また、茂山家の伝える元文五年（一七四〇）から数えれば、一六歳となり、われわれの想像を刺激する年齢とも言えそうではあるがこの二年間に限ったの記事であり、やはり、この千五郎は茂山家とは、残念ながら縁が無いと見なければなるまい。

二 源右衛門と久蔵と

些か寄り道が過ぎたが、ここで前節に紹介した一連の茂山家関係の事蹟を改めて検討してみたいが、先ず初めにその名が登場する茂山源右衛門のことから始めなければなるまい。元来、「久蔵」という名跡について検討を加えるのが本筋であるが、久蔵ほどの頻度ではないにもせよ少なからず登場するのが、この源右衛門である。ただし何と言っても気になるのは、茂山家が歴代として五世徳兵衛―六世源左衛門―七世源兵衛―八世英政と伝える中に、この源右衛門の名前が登場しないことである。六世源左衛門の誤記というには頻度が高すぎるし、見方によれば、右記に紹介した係累とは別系の役者という考え方も出来ることになる。当然、その可能性も無いのではあるが、そのことの結論はもう暫く後に下すことにして、源兵衛と久蔵との関係如何について考えてみたい。処で、前記に紹介した出演記録の中でも特に気になるのは、一連の久蔵の名前が続く中に突如として、

明和七年（一七七〇）三月一〇日「今参」茂山源右衛門 直次郎

「名取川」貞次郎 源右衛門

「いろは」茂山清次郎 源右衛門

という形で、『近世京都等能番組集』に見える記事が登場していることである。これは「茂山追善」として東山の林阿弥で開催されたものであるが、先ず、この「追善」をどのように理解するべきなのかから考えてみたい。これが、死者が出た直後にその冥福を祈るために催されたものと解釈するとき、「七代源兵衛久蔵の追善狂言会」と思われる。前年にでもなくなっているのである。そして、茂山源右衛門とあるのが八代久蔵英政のことに違いない。茂山清次郎とあるのは久蔵英政の息子であったであろう。恐らく父子初共演で微笑えましい。久蔵英政の代で一旦茂山家は途絶える訳だが、清次郎という名前からして長男と共に、この息子も早世したものである。¹²「¹²」という見解が生じる。そして、この見解に従えば、源右衛門から久蔵への変化は、久蔵とは隠居名であることを意味するとの考え方に到達するが、この見方について、少しく考えてみたい。

そもそも隠居というのは、家督を譲るべき跡継ぎの者がいて、初めて現実化する性質のものであることは言うまでもない。公役・年貢の負担に直結する問題である以上、跡継ぎ無しの隠居が許されるとするならば、ことは近世の支配体制そのものが揺るぎかねないほどの大問題の筈である。久蔵英政の生活の舞台である町方の例ではなく、また、筆者の乏しい知識の限りであるが、村方の例としては通常、隠居すれば生活費として「隠居免」と称する若干の田畑が隠居には付けられるのが例であり、その田畑は隠居の死後に本家に戻されるという形が取られる。また、次男以下を分家させ、そこで隠居を養うという形態もあつたが、いずれにせよ、隠居自身は免租の立場になる訳であるから、跡継ぎ無しの隠居などということは到底考えられない。従って、「茂山源右衛門とあるのが八代久蔵英政のことに違いない」し、源右衛門が隠居して久蔵を名乗ったのであるとすれば、少なくとも息子たちが早世してしまったのが、この源右衛門が家督を後継者としての息子に譲り、八世としての久蔵を襲名した後のことにならなければならない。もし、未だ源右衛門である内に息子たちが早世してしまつたとすれば、隠居して久蔵を名乗るといふ行為そのものがあり得ないのである。実は久蔵英政の代で一旦茂山家は途絶えるの

であり、九世千五郎正席との血縁はない。「花咲傳」の跋文にも、「跡に残り給う御門弟方、御頼み申し候也。」とあって、当然のことながら跡継ぎの不在をうかがわせる記述である。そうなれば、久蔵とは飽くまでも当主の名乗りであり、跡継ぎがいなかったため、久蔵英政は隠居できなかつたと考える方が自然である。仮に、隠居名である久蔵を名乗ったとして、安永元年以降の出演記録を残した茂山久蔵は英政であると考えてよいであろうから、延享三年（一七四六）生まれとした場合、年齢的に数えの二五歳での久蔵襲名―隠居ということになる。久蔵英政が茂山家の伝える文政四年（一八二二）に死去したとすれば、ざつと五〇年余りも隠居名の久蔵を名乗っていたことになる。五〇年間もの隠居生活というのは如何なものであろうか。ところでもう一つ、源右衛門から久蔵へと名乗りが改まっている箇所があつた。

正徳三年（一七一三）一月二一日「狂言舞」オモ茂山源右衛門

元文二年（一七三七）三月二七日「花折」オモ茂山久蔵

という『禁裏仙洞御能之記』に見える記事である。ここに登場する久蔵は英政の出生前に当たるわけであるから、当然、先代以前若しくは先代の久蔵に他ならない。元文二年から明和七年までは三三年間を数える。出演記録で見れば、元文二年から宝暦一一年までで二四年間ということである。普通に解釈すれば、一代の時間と見てよからう。となれば、この二四年間の出演記録を残した久蔵は七世と考えるのが自然であろうが、これも、隠居名としての久蔵を名乗った期間とすれば、長いと言ふべきではないか。やはり「久蔵」は当主名と考える他はあらず。

そうなれば、件の追善の行事とは新たな死者の冥福を祈るためではなく、年忌を営むものと理解するべきなの

だろう。そして、林阿弥に登場しているこの源右衛門とは、実は七世久蔵の隠居名なのではないだろうか。そう考えれば、「この息子も早世したものであろう」と、若者を何人も若死にさせる必要も、後に述べるように無くなってくる。さらに、先に記した五世徳兵衛―六世源左衛門―七世源兵衛―八世英政と伝える中に、この源右衛門の名前が登場しないという難問への答えも見出せそうである。源右衛門は隠居名であり、七世源兵衛は当主名の久蔵を名乗った後、隠居名としてのこの源右衛門を名乗ったと見てよいのではないか。歴代を記すのに、当然隠居名では行われまい。一方出演記録の方では、隠居名がそのままの形で記録されるのである。

ここで一連の出演記録の、冒頭を思い出してみたい。次の通りであった。

正徳二年（一七一二）二月九日「あさふ」大蔵八右衛門 烏帽子屋茂山源右衛門

一三日「三番三」茂山源右衛門

「いくゐ」奥田源四郎 亭主茂山源右衛門

正徳五年（一七一五）二月九日「かくれ笠」増田仁兵衛 しう方茂山源右衛門

一三日「くりやき」茂山源右衛門

『新能番組』からの記録であったが、この源右衛門も隠居名と考えてみた場合、どういふことになるのであるか。源左衛門が源右衛門を名乗るといふことは、些か紛らわしいと言わざるを得ないが、茂山家六世の隠居名と見て差し支えないのではあるまいか。そして前記した通り、元文二年からの久蔵を七世と理解すれば、六世―七世と隠居名としての源右衛門を名乗ったことになり、そこに家としての継続性の一端を確認することが出来る。また、継続性と言えば、前稿で五世徳兵衛については、貞享四年（一六八七）版『能之訓蒙図彙』での

記録の他に、『舊正録』冒頭の「元禄十四巳歳八月名前改メ控 京都大藏流指南家」という記事の中に「茂山徳兵衛」の記載があり、これには「久蔵事」と付記されている旨を報告した。貞享四年から元禄一四年（一七〇一）までは一四年間の隔たりがあり、その間一貫して五世徳兵衛も久蔵の名乗りを用いていたと断定することは難しいとしても、その可能性も少なくないと解釈すれば、五世―（六世）―七世―八世と「久蔵」の名乗りを用いていたと見ることができ、先に七世―八世という二代のみの名乗りとして紹介した「久蔵」の名跡は、現在五代に亘って用いられている「千五郎」の名乗りにも、あるいは匹敵するだけの継続性を有していたということになるのである。

なお最後に一点だけ触れておきたいのは、大蔵虎明が書き残している『明暦堺七堂狂言芝居』と題された、承応四年（一六五五）三月（四月一三日明暦改元）和泉国堺で催された勸進狂言の詳細な記録である。その中に「役者人数之覚」という部分があり、そこに「京衆」と分類された一三名の内に、「源右エ門」という役者名が見出される。具体的な出演は二日目の「せいらい」の立衆の鬼であり、シテは勤めていない役者のようである。¹⁵ 源右衛門という名前はこれまでの限り、正徳二年（一七二二）から明和七年（一七七〇）までの間に登場している。これらの「源右衛門」と、これに先行する承応四年のこの「源右エ門」には、何らかの関係があるのだろうか。承応四年の時点での五世徳兵衛がどのような動向を示しているかは、存否も含めて全く不明であるが、久蔵に対する源右衛門の名乗りが隠居名であるとのアナロジを当てはめるとすれば、この承応四年の源右エ門は四世以前という結論も導き出せることになるかも知れぬ。もっともそうなると、五世徳兵衛からが狂言役者となったという茂山家の伝えからは、はみ出てしまうことになり、先の「千五郎」の例ではないが、現在の茂山千五郎家とは無関係ということになる。これ以上の推測を許すものではないが、聊か気にかかることには違いないとだけ、報告しておきたい。

三 久蔵英政について

ここからは改めて八世久蔵の問題に帰りたい。一連の出演記録の前半は七世久蔵までの事蹟であった。八世久蔵英政の登場は安永元年の「靱猿」からということになるが、やはり、この「靱猿」からの登場としか言えないのであるうか。ここで、林阿弥での追善の会を思い起こしてみたい。七世は隠居名の源右衛門へと名跡を変更して登場した。次代を担うべき八世英政も、当然出席していたと考えるのが自然であろうが、その八世が源右衛門を名乗ってその場にいたと考えたことが、「久蔵」隠居説になったのであった。しかし、源右衛門とは七世であった。そして、この源右衛門以外に英政である可能性のある者は居なかつたのであろうか。居なかつたと考えることの方が不自然とすれば、記録の残っている者の中では茂山清次郎と記録された、久蔵隠居名説では「早世したものである」と推測された若者あたりに見当を付けるのが、自然な成り行きとあろう。二年後の安永元年以降の活躍の記録を念頭に置けば、「名取川」を勤めた貞次郎あたりにその面影を見たい気もするが、茂山姓を冠してあるのが清次郎に限られていることに注目すれば、この者に若き日の久蔵英政を見ることができるとおきたいのである。久蔵英政が延享三年の生まれとすれば、二五歳の英政がそこに居り、宝暦三年の生まれであるとすれば、一八歳であったことになる。

なおここで、英政の生年の問題について一応の整理を付けておきたいが、英政自身の記述に従い生年を推定する本稿の立場を多少なりとも補強する論考がある¹⁶。それは大蔵流二四世宗家大蔵弥右衛門氏のノートからの報告という形を取るが、その中に茂山久蔵に対して与えられたと考えられる免許状に関する交付記録が含まれている。それによれば、寛保二年（一七四二）「三番三」・同三年（一七四三）「花子」・延享元年（一七四四）「春日龍神」・同二年（一七四五）「那須」という一連の発行があり、次いで一六年の間隔を置いて、宝暦一一年

(一七六一)「道成寺」・明和四年(一七六七)「三番三」・安永三年(一七七四)「花子」の免許状発行があるという。これについて報告者は、前者の延享二年「那須」に至るまでの一連の分が七世源兵衛、後者の宝暦一年「道成寺」以降の分は八世英政と区分けしている。同感である。問題はこの交付記録を英政の出生年に対応させて考えてみれば、どのようなことになるのかということである。本稿注(7)で援用した『狂言辞典事項編』が採用する説に従って、英政の生年とされる元文五年(一七四〇)から計算すると、「道成寺」の免許で二二歳、「三番三」で二八歳、「花子」で三四歳という年齢を数えることとなる。特に「三番三」で頭著と言えそうであるが、やや遅めと言わなければならないのではなからうか。これに対して、英政自身が『花咲傳』奥書に「文化三年春、六十一歳」と書き、もう一冊の『舊正録』では「文化三年初秋、六十歳」と記していることに従って年齢を数えれば、延享三年(一七四六)の生まれ、若しくは延享四年(一七四七)出生となるから、これに応じた一連の免許を受けた年齢も、それぞれ六・七歳は若返ることとなる。具体的には、「道成寺」で一五、六歳、「三番三」が二一、二歳、「花子」は二七、八歳ということになって、今日の「常識」に近い年齢に落ち着くように思われる。このことから英政の生年に関しては、先の出演記録中に挿入した延享三年(一七四六)へ久蔵英政出生の可能性①が、一応の落着け所ではないのかと思われるのである。ただ、同じく宝暦三年(一七五三)へ久蔵英政出生の可能性②とした方からも見てみなければならぬが、この場合は更に七歳若返るということになり、「道成寺」で八歳、「三番三」が一四歳、「花子」は二〇歳ということになる。今度は逆に、かなり若過ぎると言わなければならないであろう。ただし、このように落ち着かせたとしても、なにぶんにも本人の書き残した記事に関わるものである以上、可能性①と②の葛藤はなお残ると言わなければならないかも知れぬが、本稿では改めて英政の生年を延享三年としておきたい。

なおここで、締括りの出演記録『南都両神事能資料集』からの記事も参照しておきたい。

文化八年（一八一二）二月九日 「粟田口」 茂山久蔵

文化一四年（一八一七）二月七日 「萩大名」 茂山久蔵

二月一〇日 「竹生嶋参」 茂山久蔵

という三つの記録がそれであるが、これを直前の『禁裏仙洞御能之記』の記録に引き続いて読んでみれば、天明三年五月に「財宝」のシテを勤めて以来、二八年振りの出演記録ということになる。久蔵英政は「様子御座候居て、藝道相休み候事、凡そ二十五、六年也」と、『花咲傳』の跋文の中で述懐している。この二八年間の出演記録上の空白は、おそらく、この「藝道相休み候事、凡そ二十五、六年也」という記述に見合うものと考えてよからう。

最後に、それならば没年の方はどうするのかという問題がなお気に懸からぬでもないが、先に記した茂山家の伝える文政四年の他には拠るべきものはないようである。ただし、没年齢については注(14)に前記の通り、茂山家の伝える八二ではなく、『花咲傳』奥書に従って享年七六としておく。

四 『花咲傳』補記

実意の論

前稿では『花咲傳』の序文については触れることができなかったが、実はその序文で英政は当時の狂言のあり方への批判の言を書き残している。

夫今世、狂言の風儀をば、つくくとおもん見るに、他の流は奥意迄しらざりなれど、我まねふ大蔵の流

ハ、虚成事はかろく、実意をおもくすと言へる本文有と、かねて聞およびぬれ共、近世は其意をまなばず、其勤る役々の人躰をも定メず役割をなし、あまつさへふぐなる服装を着し、天上人より下々の役に至る迄、色衣裏のしよわけなく、熨斗目着付、素袴片袴に至る迄、模様の色とりよしあしのわかちなく、只心斗上手となり、高慢出て、もつての外成。

というのが、その慨嘆の書き出しである。そして、

服装も夫々の取合せの分がち有と聞しに、当世は思も奇ぬ風儀也。夫に連れ、狂言も無実意、天上人も、下もさたも同じ心持なり。さるに依て適実意有狂言を見れば、風流の様に思ふ人も多く有べし。

と続けている。「実意無く、天上人も、下もさたも同じ心持」であるがために、「適実意ある狂言を見れば、風流の様に思ふ人も多くあるべし。」との思いに至るようである。そして、

とにもかくにも御執心の人は、只風流の心をと、め、行儀第一にして、心をしんみゃうに稽古すべし。

と、風流を勤める場合の気持のあり様を念頭に置きながら、只管稽古に励むべき旨を説き、一先ずの落ち着かせ所を見出そうとしている。元来風流というのが、その時々の上演の必要に應じて新たに作られるものであり、新鮮な感興をも呼び起こすものであったであろうことが、英政をして、このように風流のことを引き合いに出させているものと解しておきたい。彼の周辺の当時の役者の様子を見て、何故英政がこのように苦言を呈し、嘆かぬ

ばならなかったのかは更なる解明を必要とし、現状では今ひとつ不明であるが、風流を具体的な手がかりにしなから実意の保持を強調し、真摯な稽古の積重ねを強調していることだけは、確実に見ておくことができる。

器用・不器用の論

前記の通り実意の無い狂言が蔓延し、「只心斗り上手となり、高慢出て、もつての外なり。」という様相を示している当時の狂言に対する嘆きを、英政は「何程不器用なる人にも、とくと聞き習へば、筋違いこれ無し。真の狂言なるべし。兎角骨折りし、師家にて稽古なされ候が勤要なるべし。」と、再び稽古の重要性を説くことで、対処の方向性を示そうとする。そして、「何程不器用なる人にも、とくと聞き習へば、筋違いこれ無し。」との認識には、地道な稽古の積重ねが飽くまでも大切であり、なまじ器用であるがために稽古を粗略にする向きには、むしろ大成を妨げるという意味合いが込められている。器用貧乏という言葉も思い出されるところである。

『わらんべ草』第四三段にも、次のように記されている。

昔人云。器用なる者は頼て必ず油断有。不器用なる者は我身を顧み、遅れじと嗜むゆへ追ひ越す。学文もかくの如くと言へり。器用成者は早合点して根を深く問はず、なほざり也。覚ねば問はぬに同じ。心に入よく覚たる事も忘る、は常の習ひ、いかに賢く器用成と覚ぬことはなるまじ。不器用なる者の、退屈なく精を出したるは藝になづまず、後によくなると言へり。¹⁷⁾

兎と亀のたとえ話ではないが、なお教訓として味わうに足る言として取り上げておきたい。

恥の論

引き続き序文の最後に近い部分で、英政は突然、次の通り説く。

昔より 問ハ当座恥、問（わぬ）は末代と事候へば、只まけおしミとやらを取のけ、

尋るにしくはなしと、我等そんなるに候

昔より はしを恥と思へば、諸事に溥有。恥をはずと思わぬ仁ハ、恥か

きしためしなしと、請事におよびぬ。恐るへし〜。

現代の我々においても、「聞くは一時の恥、聞かぬは末代の恥」と言い習わしているのと同じ意味合いと理解して良いようだが、「恐るべし」を三回も繰り返している件は、やはり注意に値しよう。舞台を勤めることが真剣勝負としての重みを有するのだと型通り聞き取るべきではあるとして、恥を搔くということが致命傷になるという意識が、三回も繰り返すという筆致にもなっていると解釈しておきたい。この辺りは、今日との比較を超え、るかも知れぬ出勤の重みを、しかと見て取るべきなのであろう。

『わらんべ草』も、八二段で次のように論じている。

芸の習ひの事など言に、よからぬ人は知らぬ事をも知りたる気色し、鼻の程おごめかし、されば左様の事も有など、ひけらしく言なす人有。名ばかり聞いて心も知らず、覚たると言しも有。是亦知つて知らざれと言にまざる。知まじき事をも知りたり顔をする時、言ひあらはし、人にもらさんもおこがましく、猶言散らさんも無下なれば、是亦難儀也。知らざる事は執心して人によらず習ふべし。君子は下聞に恥ず。問は一旦

の恥、知らぬは末代の恥ならずや。知らざるは知らざるとせよ、是知れる也。誤つて改むるに憚る事なかれと。さのみ執心なき人にあからさまに教へん事もよからねば、人の事をそしらず嘲るべからず。

『わらんべ草』からの引用が続くことになった。英政と『わらんべ草』との関わりについては、改めて一考してみる余地を残していようが、他日を期したい。

狂言役割并三人躰之式

全容はシテの役柄をキャラクター別に見た曲目名寄といった趣であり、なかなか興味深いものであると前稿で報告した中で、特に一曲だけ「花子」を取り上げた。シテの男とその女房に、それぞれ「天上人」・「官女」と性格が記されているのを今日の目から見て、やや特異な印象を与えるものとしたのであったが、現代の演者の芸談の一つでもしつかりと目を通せば、もう少し歩を進めた受止め方が可能であったと言わなければなるまい。シテが単なる市井の男ではないことと、天上人との落差を埋める見方をそれなりに示すことが出来た筈である。

楽屋・鏡の間付添い人の心得

出演の記事の前後に、靴の着脱の場面が記されていた。そのことを前稿では、「屋内が殆んどである現在の上演形式からは考え難いが、この時期、楽屋と鏡の間とは別棟であり、その間の移動には必ず靴を必要としたものであろうか。」と解釈した。しかしこの靴とは、白足袋の汚れを防ぐために、今日でもシテ方やワキ方の一部が楽屋裏で着用している、通常「スリッパ」と称している履物を意味すると理解すれば、疑問も忽ち氷解する。¹⁸⁾この意味では、屋内であっても靴を履いて楽屋と鏡の間との間を移動することは、むしろ自然なことになる。ここ

で例えば、演じ終えた役者が鏡の間に戻って来た後の場面を再現すれば、『花咲傳』が記すように長い衣装や面は当然移動に不都合になるから、それらを脱ぎ、その上で靴を履いて楽屋へ戻るといふ段取りになる。

ただし、この記事からは当時狂言役者もこの履物を着用していた、あるいは必要としていた可能性が見えて来る。あるいは他の役柄の役者同様、狂言役者も白足袋を着用していたのではないかとの疑問にも当然到達する。なお検討を要することにはなりそうである。

舞台後見

舞台後見にとっては、舞台上で演者に続行不能の事態が生じた場合への対処が、最も肝心な事として教示されており、この教えが実際に物を言うことになる事態が発生したと伝えられていることまでを前稿では言及した。どのような伝えであるのか、少々長いが以下に引いてみたい。

(前略)ところが、ある時小川吉五郎といふ流儀の狂言師が、殿の命令で枕物狂を勤めることになりました。(中略)さていよくとなつて吉五郎はシテの祖父に扮して舞臺へ出る。演技は進んで中入になり、後シテは笹に枕を結んで肩にかけて、囃子に乗って出て来ましたが、どうしたことか、橋掛で笹を棄てバツタリと倒れてしまひました。急病です。さあことです。正面には井伊侯が厳然とひかへてゐられます。後見の父は、さっそく倒れた吉五郎を楽屋につれこませて置いて、自分は上下姿の儘シテの落した笹を拾ひ取つて、舞ひついでのです。

そして枕物狂一番を舞ひ上げると、後見座へ笹と扇を置きまして、前にシテが倒れた橋掛へ行つて平伏しました。すると直ぐさま正面から「千五郎召抱へるぞ」と殿様のお声がか、りました。鶴の一声で、イヤも

オウもありません。恐れ入って楽屋へ引き下ると、お小姓が広蓋に、殿様の肩衣と大小とを載せて持参しました。当座の引出物です。まうかうなればどうにもなりません。立派な彦根のお抱へ狂言師茂山千五郎になつてしまひました。父も観念しました。なほ驚いたことは、幾日かたつて父が京都の家へかへりましたところ、先廻して、井伊家から御扶持米が届いてゐたさうです。かうして、父は三十七歳の年に、彦根侯に召抱へられました。¹⁹⁾

この伝えの限り、九世正席は『花咲傳』の教示に忠実であつたということになるが、一方の彦根藩の方での記録はどのようになっているのであるか。念のため確認しておきたい。彦根城博物館所蔵『能役者由緒帳』の中に茂山千五郎家に関する記録が残されている。同家に関わる記事を総て書き出してみよう。²⁰⁾

金拾五両五人扶持 茂山千五郎

一天保十三年壬寅年十月十八日御能役者ニ御召抱

御擬拾五両五人扶持并為稽古料御金

五両被下置候

一嘉永三庚戌年十二月十三日

天徳院様御遺志ニ付御割合ヲ以御金

被下置候

一安政六己未年九月朔日於江戸此度

久昌院様御遠忌済御祝ニ付為御祝儀

袷御肩衣袴御小袖袴被下置候

一同年十二月十二日於江戸悴千之丞儀為

稽古料御金五両被下置候

一慶應四戊辰年閏四月三日御擬其佩御歩

行ニ被仰付京都留守居方手附役被

仰付候

一同年閏四月廿四日千五郎儀千吾与名相

改申候

一同年五月廿三日御都合ニ寄御留守居方

手附役御免被仰付候

一同年六月十四日御都合ニ寄京地ニ被指置

彦根勝手御免被仰付候

以上が、『能役者由緒帳』に記載された茂山千五郎家に関わる記事であるが、先の後見の伝えに当てはめるとすれば、天保一三年（一八四二）の記事がそれに相当することになるのであるうか。ただし、幕末の井伊家と言え、直弼ということになるのであるうが、後に幕府大老に就任する井伊直弼が藩主になるのは嘉永三年（一八五〇）のことであるから、千五郎が「御能役者ニ御召抱え」になったのは、前任の藩主直亮の時のことであつた。そして直弼との関わりで言え、嘉永三年と安政六年（一八五九）の記事ということになる。嘉永三年には全二一名の能役者に対して「御金被下置」ているが、これは「天徳院様御遺志ニ付」き行われたことであり、天

徳院とは直亮のことであったから、この下賜金は直弼の積極的意思によるものではないということになる。結果、直弼の時代との関わりは安政六年という直弼暗殺の前年の二件の記事ということになるが、いずれも江戸表での事蹟である。この内「袷御肩衣巻御小袖下し置かれ」た際には、「花咲傳」に記された「頂戴もの、式」に書かれた次第が役に立ったものであろうか。

ところで、言うまでも無いことにはなるが、召抱えの時に先立つて茂山千五郎は彦根藩に出勤していたために、「枕物狂」の一件も生じ得たわけである。その辺りの様子を伝える記録が彦根市立図書館琴堂文庫所蔵「御能役者御指紙略留」に残されている。天保一三年に対しては一七年間先立つことになるが、文政八年（一八二五）一月に催された大殿様御年賀御祝御能に「他所役者」の一人として、京都茂山千五郎も御用を勤めた旨が記されている。ここで「大殿様」とは直亮の先代の直中のことであり、この時は既に直亮に家督を譲った隠居という立場であった。そして、この時の御祝御能には「藩御抱え」一〇名・「町御役者」六名等総勢七四名の内に「他所役者」六名も含まれており、その内の一名として千五郎正席も出勤したということなのであった。

なお、慶應四年（一八六八）「御歩行二仰せ付けら」れた辺りは、時代相をそのままに反映した記事ということにはなろう。既に鳥羽伏見の戦いで幕府軍の先鋒を勤めながらも脆くも敗れ去った彦根藩が、新政府側に組した上での措置であったと思われる。極めて短い間ではあったが、かつて直亮から大小を賜った正席も官軍の一員になったということになる。また、千五郎から千吾と改名したというのも、この新政府軍の一員という経験と関係することであったかも知れない。もともと、明治二年（一八六九）二月の京都狂言方一三名連名の式目申し合わせに際しての署名は「茂山千五郎」であったから、「千吾」は狂言役者としての活動とは無関係のものであったかも知れない。

おわりに — 実意をめぐる —

『花咲傳』は当時の狂言役者の状況を嘆く英政の憂慮から説き起こされていた。そのキーワードは実意であったが、実は英政以外にも、この「実意」を説く狂言役者がいた。大蔵八右衛門派第八世虎光であり、彼の意見が披瀝されているのが、『狂言不審紙』である。やはり、その跋分には次のように記されている。多少、引用してみたい。

(前略) 我もとより無学文盲の身のかなく、数十歳古老の物語に心を留め耳を韻と言共、下根下記の愚鈍なれハ、聞書せし反古を捨るにもあらで一冊となす。唯あしたに夕に其業ニ恋慕して怠る心なく執行社肝要ならぬ。左はいへ一日に百篇の稽古は執行にあらず、十日に百篇は執行なるへし。師は鼻眞の沙汰なく実意に教へし千人の弟子は、得難く得安し。老人の弟子は得る事稀也。世諺に黒人仕立素人稽古と呼はいかにそや。師たる者の数は万人同し。唯学ふ人の心の油断なり。ア、師弟の実意合体して、且暮油断なき執行は妙に至るへし。²²⁾

以上が、『花咲傳』からは二年後の文政一〇年(一八二七)に著わされた『狂言不審紙』の跋文の一部である。ここで虎光は「実意」という言葉を二回にわたって使用している。「師は鼻眞の沙汰なく実意に教へし」という件と、「ア、師弟の実意合体して」と述べている部分がそれである。前者は「師が相手の弟子によって鼻眞することなく、公平・平等に教える」ことを意味し、後者も「師と弟子の真剣な気持が一つになり」といったニユアンスに立ちながら、ともに「真摯な心構えに基づく稽古の必要性」といった意味合いで解釈して、そう大き

く外れることはないように思われる。ということになれば、英政が『花咲傳』で使用した文意と同様の意味合いと理解してよいのではあるまいか。管見に入った狂言伝書における使用例は、目下の処この二例だけであるが、これを今日の狂言界にも一石を投じるべき一言として、受け止めることは出来ないものであろうか。

改めて強調するまでも無く、今日は狂言ブームの中にあると言われている。当代の茂山千之丞は狂言の能からの独立をすら展望し、「お素人のお稽古ことに依存している現在の能は今、下降線をたどっているように思います。僕はそういう能と一緒に野垂れ死にはしたくない」とまで言い切っている。この鋭利な一言は今後の能楽の歴史と対峙し続ける発言になろうが、その帰趨はともあれ少なくとも現在の時点では、今日の狂言の隆盛の一面を言い当てた言であることは間違いない。それ程までに今日の狂言はエンターテインメントとして、観客を獲得することに成功していると言えよう。しかし、言うまでもないことながらブームとは早晩、退潮するものであることを免れない。盛んである時にこそブームの当事者は、ブームを唯のブームで終わらしめないための不断の努力が求められようが、そのことが首尾良くなるかどうかは、かかって演者の肩にある。そして、その首尾のよすがとなるべき何かを求める時、この実意の一言を思い返してみる余地は無いものだろうか。

文化三年から二〇〇年。温故知新と言ってしまえば月並みに過ぎようが、如何なものであろうか。

注

(1) 『花咲傳』を読む―近世狂言への視座― 大阪大学大学院文学研究科演劇学研究室『演劇学論叢』第六号 平成一五年(二〇〇三) 一二月。

(2) 矢羽勝幸校注『父の終焉日記・おらが春他一篇』岩波文庫一二六頁。黄色瑞華校注『校注おらが春』一三三頁。

(3) 信濃教育会編『一茶全集』第四卷三九頁(風間本)・一三三七頁(梅塵本)。

- (4) 『対馬祭』は『狂言記拾遺』にのみ見える曲名であり、流派系では『千鳥』。
- (5) 前掲『校注おらが春』七五頁。
- (6) 例えば、権藤芳一「関西狂言の歴史」『狂言三人三様茂山千作の巻』二二七頁。
- (7) 久蔵英政の生年について古川久・小林貢・萩原達子編『狂言辞典事項編』一六七頁では、茂山家の伝えに従い元文五年（一七四〇）としているが、本稿では本人の伝書中の記述に従った。
- (8) 芸能史研究会『日本庶民文化史料集成第三巻 能』二〇三頁。
- (9) 小林英一「遊宴の場と能楽―東山時宗寺院の阿弥坊塔頭における催しをめぐって―」芸能史研究会『芸能史研究』第一三五号 平成八年（一九九六）一〇月。
- (10) 前稿でも触れたことではあるが、英政のもう一つの伝書『舊正録』に拠れば、「文化三年初秋、六十歳」と奥書に記されている。それから逆算すれば生年は延享四年（一七四七）、稽古始めは宝暦五年（一七五五）ということ、一年ずつ繰り下がる可能性もある。この意味では、出生・稽古始めの可能性③を付け加えても良かったであろうが、煩瑣を避けた。
- (11) 池田晃一「江戸初期の能狂言界―演能記録よりみて―」『能研究と評論』第七号 昭和五二年（一九七七）八月。
- (12) 関屋俊彦「茂山千五郎家の系譜―八代久蔵英政以前―」『芸能史研究』第一四一号 平成一〇年（一九九八）四月。
- (13) 関屋俊彦・前掲。
- (14) 注(7)で引いた古川久・小林貢・萩原達子編『狂言辞典事項編』一六七頁では、茂山家の伝えに従って英政の没年齢を八二歳とするが、『花咲傳』奥書に拠れば七六歳になると付記されている。
- (15) 芸能史研究会『日本庶民文化史料集成第四巻 狂言』二九二頁。

- (16) 関屋俊彦・前掲。
- (17) 『わらんべ草』の引用は日本思想大系『古代中世芸能論』六六九頁他。
- (18) 一三世茂山千五郎師のご教示を得た。
- (19) 二世茂山千作「芸談 井伊大老と千五郎」「能」昭和二年（一九四七）六月号
- (20) 母利美和「彦根藩の能役者について」『彦根城博物館研究紀要』第一号 昭和六三年（一九八八）。
- (21) 母利美和・前掲。
- (22) 芸能史研究会・前掲三七六頁。
- (23) 茂山千之丞「兄を語る」『狂言三人三様 茂山千作の巻』二七二頁。